

お知らせ 10月号

おかげさまで
50th



社会保険労務士法人 作道事務所
労働保険事務組合 栃木労務管理協会

TEL:0285-23-6172 FAX:0285-23-7279
ホームページ <https://www.sabg.jp>
E-mail slm_info@sabg.co.jp

重要!

令和7年度 地域別最低賃金 **栃木県は 時給 1,068 円 (64 円増) に決定**

県名	時間額	発効日	都県名	時間額	発効日
栃木県	1,068 円	7/10/1	東京都	1,226 円	7/10/3
茨城県	1,074 円	7/10/12	群馬県	1,063 円	8/3/1

標準報酬月額の時改定（算定基礎届）により
社会保険料が9月分より変更になる場合があります・・給料計算に要注意

時改定（算定基礎届）により決定された標準報酬月額は、9月から翌年8月までの各月に適用されます。10月支払の給料から控除する健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料が変更になる場合がありますので、再度、当事務所からの「保険料控除額一覧表」でご確認ください。

労働保険料 第2期分 納期 10月20日(月) ご準備を!

- ◎ 第2期分納期が近づき、保険料の通知書を同封しました。ご確認の上、納付の準備をお願いします。納付は、便利な自動振替制度をご利用ください。
- ◎ 自動振替（T-net・無料）をご利用の場合は、ご指定の金融機関から自動引落しとなります。
- ◎ 振込の場合は、下記金融機関にお振込願います。振込手数料は、貴社にてご負担をお願いします。

振込先口座名義 労働保険事務組合 栃木労務管理協会 理事長 作道 義明

足利小山信用金庫	栗宮支店	(普)	1131	足利銀行	小山支店	(普)	348146
三井住友銀行	小山支店	(普)	122564	足利銀行	間々田支店	(普)	293181
栃木銀行	小山支店	(普)	3736001	足利銀行	栃木支店	(普)	1001191
常陽銀行	小山支店	(普)	234950	群馬銀行	小山支店	(普)	194633

11月13日（木）作道事務所主催のセミナーを開催します!

セミナーのご案内

テーマ：最低賃金の動向・人材不足に対応する賃上げ対策・助成金活用セミナー
人材確保が重要となる今、賃上げや助成金活用の最新情報を分かりやすくご紹介します。

セミナー内容

- ① 最低賃金の動向について
- ② 賃上げ対策に活用したい助成金
- ③ 職場環境変化への対応

詳しい内容は、別紙の案内をご覧ください。



参加無料です。会場だけでなく、Zoom でのご参加も可能です。
皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

育児・介護休業法改正の対応 10月1日施行

- (1) 3歳から小学校就学前の子を養育する労働者には、以下の5つの措置のうち、2つ以上を講じる必要があります。
 - ① 始業時刻等の変更
 - ② テレワーク等（10日以上/月）
 - ③ 保育施設の設置運営等
 - ④ 養育両立支援休暇の付与（10日以上/年）
 - ⑤ 短時間勤務制度
- (2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認
3歳未満の子を養育する労働者に対しては、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は（1）で選択した制度について周知し、利用の意向を個別に確認しなければなりません。
- (3) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取
事業主は、労働者が本人や配偶者の妊娠・出産を申し出た時、または子が3歳になるまでの適切な時期に、家庭の事情に応じて仕事と育児の両立に関する事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

健康保険扶養の範囲改正 19歳以上23歳未満の年間収入要件が変更されます。

令和7年度の税制改正において、19歳以上23歳未満の特定扶養控除の要件見直しおよび特定親族特別控除の創設が行われたことに伴い、年間収入要件が変更されました。

現行の収入基準	10月1日以降の収入基準
年収130万円未満 ※60歳以上又は障害者は180万円未満	19歳以上23歳未満は年収150万円未満 (他は従前と変更なし)